

解説記事(1)

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律について(その2)

農林水産省畜産局畜産環境対策室 課長補佐 川島俊郎

前稿においては、畜産環境問題を巡る情勢の変化、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の概要等について説明したが、本法は平成11年11月1日から施行されたところであり、今回は、本法について、政令、省令等を含めて詳細に説明することとしたい(政令及び省令の全文を参考として示す。なお、法律全文は前稿に掲載)。

1. 定義

この法律において「家畜排せつ物」とは、牛、豚、鶏その他政令で定める家畜の排せつ物をいうこととされた(法第2条)。

本法の対象となる家畜のうち、牛、豚及び鶏については、我が国畜産において広く振興が図られ、排せつ物の発生量も多いことから、法律において列記し、それ以外の家畜については、家畜の飼養動向等に応じて弾力的に対応しうよう政令で指定することとされたものである。政令では、飼養動向、排せつ物の発生量、排せつ物の管理のあり方に関する問題の発生状況等を踏まえ、馬が指定された(令第1条)。

2. 家畜排せつ物の管理の適正化のための措置

(1) 趣旨

近年、畜産経営の大規模化の進行に伴い、個別経営体内における家畜排せつ物の発生量が著しく増大し、その利用が困難になりつつあることから、いわゆる野積み・素掘りをはじめとする家畜排せつ物の不適切な管理が増えている。このことが主な原因となって、家畜排せつ物の管理のあり方をめぐり、畜産業者を営む者と地域住民との間で問題が生じる事例も見受けられるようになってきている。このため、家畜排せつ物の管理について、畜産業者を営む者が遵守すべき必要最小限の管理基準を定めることとし、併せて当該基準の遵守がなされるよう実効的な措置を定めることとしたものである。

(2) 管理基準

畜産業者を営む者は、農林水産大臣が定める管理基準に従い、家畜排せつ物を管理しなければならないこととされた(法第3条第1項、第2項)。

1) 管理基準の内容

管理基準の具体的な内容は、次のとおりとされた(規則第1条第1項)。

① たい肥舎その他の家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設(以下「管理施設」という。)の構造設備に関する基準

ア 固形状の家畜排せつ物の管理施設は、床を不浸透性材料(コンクリート等汚水が浸透しないものをいう。以下同じ。)で築造し、適当な覆い及び側壁を設けること。

ふんやふんと尿を敷料等で吸着させ固形状になったものを管理するための施設としては、たい肥舎や乾燥施設が一般的であるが、この基準は、このような施設から汚水が飛散したり、流出したりすることがないように、床をコンクリート張りとしたり、防水シートを敷いたりする必要があることを示したものである。なお、必ずしも屋根をつけることを義務付けるものではなく、例えば、防水シートを下に敷き、上から防水シートで覆うなどの簡易な方法でも対応可能である。

イ 液状の家畜排せつ物の管理施設は、不浸透性材料で築造した貯留槽とすること。

尿やスラリーといった液状の家畜排せつ物を管理するための施設としては尿溜、スラリータンク等が一般的であるが、この基準は、このような施設について、①と同様の趣旨から、コンクリートや防水シート、鋼板等で作り、汚水が地下浸透しないようにすることを求めたものである。

② 家畜排せつ物の管理の方法に関する基準

ア 家畜排せつ物は管理施設において管理すること。

たい肥舎が整備されても、これを利用しないで野積み等をしては意味がないために、たい肥舎

等できちんと管理すべきことを定めたものである。

イ 管理施設の定期的な点検を行うこと。

ウ 管理施設の床、覆い、側壁又は槽に破損があるときは、遅滞なく修繕を行うこと。

エ 送風装置等を設置している場合は、当該装置の維持管理を適切に行うこと。

イ～エは、管理施設について、ひび割れがないかどうか、覆いが破れていないかどうか等について点検し、ひび割れ等が確認された場合に速やかに修繕する必要があること、また、送風装置（ブローア）、攪拌装置等の装置について、注油、掃除等の維持管理を適切に行い、排せつ物の処理に支障がないようすることを定めたものである。

オ 家畜排せつ物の年間の発生量、処理の方法及び処理の方法別の数量について記録すること。

飼養規模の拡大等が行われた場合でも、施設の容量不足等で不適正な管理になることがないように、家畜排せつ物の発生量等について確認することを定めたものである。

なお、家畜排せつ物の発生量等は飼料の給与量等により異なるため、正確に把握することは難しい面があると考えられる。このため、簡便な方法で記録することができるよう様式が定められている（乳用牛の記入例を参考に示す）。発生量については、様式に1頭羽当たりの標準的な年間発生量が示されているので、これに頭羽数を掛け合わせて求める。また、処理の方法については、自己の経営内で利用、たい肥センター等経営外で利用、浄化処理施設で処理等が示されているので、発生量を10割とした場合の処理方法別の大まかな割合を処理の方法別の数量として記入する。

(別記) (農家における記録の様式(乳用牛))

平成 ____年度 家畜排せつ物の発生量等に関する記録
(記入日：平成 ____年 ____月 ____日)

1 年間の家畜排せつ物の発生量 (単位：t/年)

種類	平均的な飼養頭数 (頭) ①	1頭当たり排せつ物量		1年当たり排せつ物量		合計 ⑥ (④+⑤)
		ふん ②	尿 ③	ふん ④ (①×②)	尿 ⑤ (①×③)	
搾乳牛		16.6	4.8			
乾乳牛		10.8	2.2			
未結糞牛		10.8	2.2			
育成牛		6.5	2.4			
合計						

注1) 平均的な飼養頭数は、2月1日現在の頭数又は当該年と前年の2月1日現在の平均頭数等を用いる。

2 処理の方法及び処理の方法別の数量

処理方法	割合		合計
	ふん	尿	
① 自家処理し、ジコの経営内で利用	割	割	
② 自家又は経営外で処理し、経営外で利用	割	割	
③ 洗浄処理施設で処理	割	割	
④ 焼却施設で処理	割	割	
⑤ その他 ()	割	割	
合計	10割	10割	

注1) ④は、たい肥センター等の共同処理施設、耕種農家等に譲渡したものである。注2) ふん尿混合で処理を行っている場合は、固形物として処理している場合はふん、液状物として処理している場合は尿に記入する。注3) 割合は、過去1年間の処理方法に基づいて記入する。

記入例

2) 管理基準の適用を受けない畜産業を営む者の範囲

(1)の管理基準については、その飼養する家畜の頭羽数が、牛及び馬にあっては10頭未満、豚にあっては100頭未満、鶏にあっては2000羽未満の畜産業を営む者については、適用しないこととされた(規則第1条第2項)。これは、飼養規模が小規模な者については、排せつ物の発生量が少ないこと、自己所有の農地・草地に還元することで、野積み・素掘り等が解消される可能性が高いことを踏まえたものである。

なお、管理基準の適用を受けない小規模な者にあっても、その家畜排せつ物について適正な管理が行われるべきことの重要性は同じであり、適正な管理がなされるようにする必要がある。

頭数のカウントに当たり、子畜については排せつ物の量が少ないこと等から、その対象から除外することとされている。具体的には、牛及び馬では6か月齢未満、豚では3か月齢未満、鶏では2日齢未満のものが除かれる。なお、肉用牛繁殖経営については、出荷されることが確実と見込まれる子牛については、10か月齢未満のものを子畜として扱ってよいこととされている。また、乳用種育成経営については、大規模化が進展しており、家畜排せつ物の適正な管理を確保する必要

があることから、飼養されている育成牛(6か月齢未満のものを含みます)の実頭数に1/3を乗じて得た数をもってその経営の飼養頭数として扱うこととされているので、この換算した頭数が10頭以上である経営については、管理基準が適用されることとなる。

家畜の種類	対象となる飼養規模	①構造設備基準	②管理の方法基準				
			イ施設管理	ロ定期的点検	ハ修繕	ニ維持管理	ホ記録
牛	10頭以上	◎	◎	○	○	○	●
豚	100頭以上	◎	◎	○	○	○	●
鶏	2,000羽以上	◎	◎	○	○	○	●
馬	10頭以上	◎	◎	○	○	○	●

※○は、平成11年11月1日から適用。

●は、平成14年11月1日から適用。

◎は、平成16年11月1日から適用。

3)管理基準の猶予期間

管理施設の整備には一定の期間を必要とすること等を考慮して、管理基準のうち、構造設備に関する基準(①)及びこれに関連する管理の方法に関する基準(②ア)については5年後の平成16年11月1日から施行し、また、記録の実施(②オ)については3年後の平成14年11月1日から施行することとされた(規則附則ただし書)。

なお、上記2)及び3)のポイントを参考までに上表に示す。

(3)指導・助言、勧告、命令等

1)指導及び助言

都道府県知事は、家畜排せつ物の適正な管理を確保するため必要があると認めるときは、畜産業を営む者に対し、管理基準に従った家畜排せつ物の管理が行われるよう必要な指導及び助言をすることができることとされた(法第4条)。

家畜排せつ物の適正な管理を実現するための措置は、畜産業を営む者が自らの問題として、自発的に管理の改善を行っていく方向に誘導するような措置とする必要があることを考慮し、本法においては、勧告、命令といったより強い措置の前に、指導及び助言といった、畜産業を営む者の自発的な管理の改善を促すのに効果的な措置を行うこととしたものである。

2)勧告、命令

都道府県知事は、法第4条の規定による指導又は助言をした場合において、畜産業を営む者がなお管理基準に違反していると認めるときは、当該畜産業を営む者に対し、期限を定めて、管理基準を遵守すべき旨の勧告をすることができることとされた(法第5条第1項)。また、都道府県知事は、法第5条第1項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、当該者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができることとされた(法第5条第2項)。

このように勧告といった措置を命令に前置した理由は、家畜排せつ物の管理が営農行為の一環であることにかんがみ、畜産業を営む者に対し更に強く自発的な管理の改善を促し、慎重な手続を経た上で罰則の対象となる命令を行う必要があることを考慮したものである。

また、勧告を受けた後においても管理基準に従う意志のないと認められる者に対しては、自発的な改善がもはや期待できないことから、実効力を持った措置として、当該勧告に係る措置をとるべき旨の命令を発することができることとしたものである。

この規定による命令に違反した場合には、50万円以下の罰金に処せられる(法第15条)。

3)報告の徴収及び立入検査

都道府県知事は、法第4条及び第5条の規定の施行に必要な限度において、畜産業を営む者に対し、必要な報告を命じ、又はその職員に、畜産業を営む者の事業場に立ち入り、家畜排せつ物の処理若しくは保管の用に供する施設の構造設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができることとされた(法第6条第1項)。

都道府県知事による報告の徴収及び立入検査は、管理基準に基づき都道府県知事が行う指導・助言、勧告、命令といった措置を適正かつ確実に実施するために行われるものである。

この規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした場合、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合は、20万円以下の罰金に処せられる(法第16条)。

○家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行令

(平成11年10月29日 政令第348号)

内閣は、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成十一年法律第百十二号)第二条及び第十一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

(家畜の範囲)

第一条 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(以下「法」という。)第二条の政令で定める家畜は、馬とする。(農林漁業金融公庫からの資金の貸付けの利率等)

第二条 法第十一条第二項の政令で定める利率、償還期限及び措置期間の範囲は、利率については最高年八分五厘、償還期限については措置期間を含め二十五年、措置期間については八年とする。

附 則

この法律は、法の施行の日(平成十一年十一月一日)から施行する。

○家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行規則

(平成11年10月29日 農林水産省令第74号)

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成十一年法律第百十二号)第三条第一項、第八条第一項、第九条第三項及び第十四条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行規則を次のように定める。家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行規則

(管理基準)

第一条 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(以下「法」という。)第三条第一項の管理基準は、次のとおりとする。

一 たい肥舎その他の家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設(以下「管理施設」という。)の構造設備に関する基準

イ 固形状の家畜排せつ物の管理施設は、床を不浸透性材料(コンクリート等汚水が浸透しないものをいう。以下同じ。)で築造し、適当な覆い及び側壁を設けること。

ロ 液状の家畜排せつ物の管理施設は、不浸透性材料で築造した貯留槽とすること。

二 家畜排せつ物の管理の方法に関する基準

イ 家畜排せつ物は管理施設において管理すること。

ロ 管理施設の定期的な点検を行うこと。

ハ 管理施設の床、覆い、側壁又は槽に破損があるときは、遅滞なく修繕を行うこと。

ニ 送風装置等を設置している場合は、当該装置の維持管理を適切に行うこと。

ホ 家畜排せつ物の年間の発生量、処理の方法及び処理の方法別の数量について記録すること。

2 前項の規定は、その飼養する家畜の頭羽数が、牛及び馬にあつては十頭未満、豚にあつては百頭未満、鶏にあつては二千羽未満の畜産業を営む者については、適用しない。

(立入検査をする職員の身分証明書の様式)

第二条 法第六条第二項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式による(略)。

(都道府県計画)

第三条 法第八条第一項の都道府県計画は、農林水産大臣が定める目標年度までの期間につき作成するものとする。

2 都道府県は、法第八条第三項の規定により農林水産大臣に協議しようとするときは、その協

議書に当該都道府県計画及びこれに定める法第八条第二項第一号及び第二号に規定する事項が適当であるかどうかを判断するために必要な事項を記載した説明書を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。

(処理高度化施設整備計画の認定基準)

第四条 法第九条第三項の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 処理高度化施設整備計画が都道府県計画に照らし適切なものであること。
- 二 処理高度化施設整備計画の達成される見込みが確実であること。

附 則

この省令は、法の施行の日(平成十一年十一月一日)から施行する。ただし、次の各号の規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

- 一 第一条第一項第二号ホの規定 平成十四年十一月一日
- 二 第一条第一項第一号及び第二号イの規定 平成十六年十一月一日